

消費生活 知っ得情報 No.161

原野商法の二次被害 「いらぬ土地を処分したい！」そんな心につけこむ手口に気をつけて

近年、次のような土地の処分に悩む高齢の土地所有者が増加しています。

ひとつは、いわゆる原野商法の土地です。

昭和40年～60年代にかけて、ほとんど価値のない原野や山林などの土地を、「必ず値上がりする」などと勧誘し、高値で販売する手口が社会問題となっていました。当時はその言葉を信じ、投資目的や資産のひとつとして購入する方も多くいました。

もうひとつは別荘地です。若かりし頃、遠方の別荘地を購入したものの、高齢になり足を運ぶことができなくなったので、処分したいという話です。

どちらの土地も、処分したいと思っても、なかなか買い手がつかないケースが多いのが現状です。

そして、相続人となる子どもに迷惑をかけたくないという気持ちにつけこむかのように、原野商法の被害者などに「土地を売却できる」などと勧誘し、土地の測量や広告の契約をさせるトラブルがおきています。

最近では、売却の話のはずが、新たな土地の購入契約だったというかなり悪質な手口もみられます。

突然、業者から電話がかかってきて、土地の売却の話があるかもしれません。そのような話が舞い込んできた時は、詐欺の可能性あることを考えましょう。価値のない土地であればなおさら売却できる可能性は低いです。すぐに契約しないことが、お金を守ることにつながります。



藤井寺市消費生活センターにご相談ください！

日時 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受け付けは15:30まで
場所 藤井寺市消費生活センター(市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320 **相談方法** 電話又は来所(予約不要)

●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。



予約可能日時 月～金曜日(祝日除く)の9時30分、13時30分、14時30分の3枠

定員 各1組

問合先 おくやみ手続きサポートデスク(1階①番市民課内) ☎939・1319

●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生かし、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りを持ち、働く喜びに、生きましょう。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」[点字広報]をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

問合先 秘書広報課広報担当(5階⑨番窓口) ☎939・1051 FAX 952・9508

防災行政無線の放送内容が電話で確認できます

※放送から24時間以内 ☎0800・200・9391(フリーダイヤル)

編集後記 皆さんの投稿写真を紹介する「私のイチ推し」コーナーの開始から約1年。読者の方と繋がれる機会は貴重で、写真が届くたび、担当みんな楽しく拝見し、笑顔になったり、ほっこりしたりしています。毎月写真を送ってくださる方、いつもありがとうございます！写真はとっても簡単に投稿できますので、この機会に是非ご応募ください。(関連記事10・17ページ)

各種相談

※相談はすべて無料。予約マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

相談名	日時	場所	内容	問合先
医療 救急医療相談	24時間365日対応	(電話)	突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出動します	救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル)
法律相談 予約	3/27(水)・4/3(水)・10(水) 13:00～16:30 ※予約は、3/14(水)9:00～電話で。各日先着7人	市役所1階相談室(又は電話)	弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談 ※相談は、同一内容は1回限り、令和5年度中に3回まで、時間は30分以内	協働人權課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)
消費生活相談	月～金曜日10:00～12:00、12:45～16:00 受け付けは15:30まで	市役所1階消費生活センター	消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター ☎939・1320
行政相談	月～金曜日 8:30～17:30	(電話)	国の仕事への苦情や要望に関する相談	近畿管区行政評価局 ☎0570・090110
司法書士法律相談 予約	3/16(土) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日10:00～16:00	司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)	登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談	堺支部 ☎080-6284・1874
行政書士法律相談 予約	3/16(土) 13:00～16:00	パープルホール小会議室D	遺言・相続、契約書、成年後見制度、許認可などに関する相談	大阪府行政書士会南大阪支部 ☎072・349・9178
高齢者相談	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:30	ふれあいセンター ※時間外は電話相談	高齢者の総合相談	地域包括支援センター ☎937・2641
人権相談	3/28(水) 13:30～15:30	市役所1階相談室	人権擁護委員会による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談	協働人權課 ☎939・1059
人権悩みの相談室	月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00	パープルホール3階・男女共同参画ルーム内相談室	専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する相談	☎939・1118
女性相談 予約	月・木曜日 9:00～12:00、13:00～16:00	市役所1階相談室	女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談	協働人權課 ☎939・1050
家庭児童相談	月～金曜日 9:00～17:30	市役所2階②番窓口	家庭相談員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり) どなたからでも相談できます	子育て支援課(家庭児童相談室) ☎939・1162
教育相談 予約	木曜日 9:00～12:00	市民総合会館別館3階教育相談室	教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談	教育相談室 ☎938・1008
テレホン教育相談	金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00	(電話)		
ひとり親家庭等無料法律相談 予約	3/25(月) 14:00～17:00	市役所2階相談室	離婚前相談・慰謝料・養育費・認知・面会交流など、労働関係・借金関係など	子育て支援課 ☎939・1162
地域就労相談 予約	月～金曜日 9:00～17:00	市役所6階地域就労支援センター	働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません	商工労働課 ☎939・1337
若者の就労・自立相談 予約	3/5(水)・19(水) 13:30～17:30	市役所1階102会議室	若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません	南河内地域若者サポートステーション ☎0721・26・9441
心配ごと相談 予約	第2火曜日 13:30～15:30	ふれあいセンター 相談室	民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談	社会福祉協議会 ☎938・8220
自殺予防心の電話相談	月～金曜日 10:00～17:00	(電話)	精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談	☎930・0775
身体的知的障害者相談	随時	(電話・ファックス)	障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん FAX938・7059 / (知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 / (知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263	
障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階)	障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)	障害者地域生活支援センターわっと ☎930・0733
障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	相談支援センターびんぼん(小山1-1-1 3階)	障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)	支援センターびんぼん ☎952・7002
市民活動相談	3/19(水) 13:00～17:00 (電子メールでも相談可)	市役所1階相談室	活動の悩みや団体の運営などに関する相談(予約優先)	協働人權課 ☎939-1331 @kyoudou-jinken@city.fujidera.lg.jp
不動産一般相談室 予約	3/4(月)・18(月) 10:00～12:00、13:00～15:00	羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)	住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958-3005